

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部業務科長 加藤 江利菜

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QF310600680	5RL01A10017 0001						
品名 または 件名							
伊丹（7）222号建物屋根防水改修							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
伊丹駐屯地				伊丹駐屯地業務隊			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
管理科 大西技官（3216）				令和8年1月30日（金）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

中部方面会計隊本部業務科事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和7年11月12日（水）11時00分 会計隊 事務室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

- 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
次の各項目のすべての条件を満たす者
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
 - (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
 - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
 - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
 - (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
 - (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有する者。
 - (11) 令和7、8、9年度有効の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出することを条件とする。ただし、全省庁統一資格を申請中の場合は申請済であることが確認できる書類を提出すること。
- 2 低入札価格調査について
 - (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。
- 3 契約条項等を示す場所
仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口で配布する。また入札参加希望者の要望により、メール等でも配布する。
令和7年10月21日～令和7年11月11日（0815～1700）
- 4 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）に記載すること。
- 5 入札の無効
 - (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札
 - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
ただし、押印を省略する場合は、責任者・担当者の氏名及び連絡先の記載のない入札
- 6 契約書等の作成
 - (1) 契約金額が100万円以上は契約書を作成する。
 - (2) 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。
- 7 適用する契約条項
駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。
- 8 その他
 - (1) 郵便等による入札については、令和7年11月11日17時00分到着分までを有効とする。
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
 - (2) 電報・電話等による入札は認めない。
 - (3) **入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和7年11月11日17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）**
 - (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
（様式随意、なお郵便入札時は不要）
 - (5) **市価調査等依頼の場合は協力されたい。（FAX可）**
 - (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧されたい。
 - (7) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
 - (8) 落札決定については品目毎予定価格の範囲内で最低の価格（単価）をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：田内
072-782-0001 内線(3440) FAX072-782-0035（直通）
 （仕様書等に関する事項）
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 業務隊管理科 担当：大西
072-782-0001 内線(3216)



本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班
 陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載。
 QRコードから公式サイトにアクセスできます。

入札書

分任契約担当官陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部 業務科長 加藤 江利菜 殿

¥

1. 履行期限 令和 8 年 1 月 30 日

2. 履行場所 伊 丹 駐 屯 地

上記入札条件及び「入札及び契約心得」及び「標準契約書及び請書」の契約条項を承諾の上入札します。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

令和 7 年 1 1 月 1 2 日

住所・名称・代表者名

内 訳(消費税含まない)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
伊丹(7)222号建物屋根防水改修	仕様書のとおり	ST	1		
【内訳】					
1 屋上防水改修		m ²	89.28		
2 仮設足場		ST	1		
3 石綿含有建材事前調査報告業務		ST	1		
4 産業廃棄物処分		ST	1		
積算内訳書を添付してください(様式は貴社様式)。					
				合計	

※ なつ印は鮮明に、訂正個所には代表者印を

市価調査書

分任契約担当官陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部 業務科長 加藤 江利菜 殿

¥

1. 履行期限 令和 8 年 1 月 30 日
2. 履行場所 伊 丹 駐 屯 地
3. 締切日 令和 7 年 1 1 月 6 日 13時00分

通信欄	広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努め予定価格の算定の資料とするため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。金額をご記入の上、FAXでご返信お願いします。
-----	--

令和 年 月 日 住所・名称・代表者名

内 訳(消費税含まない)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
伊丹(7)222号建物屋根防水改修	仕様書のとおり	ST	1		
【内訳】					
1 屋上防水改修		m ²	89.28		
2 仮設足場		ST	1		
3 石綿含有建材事前調査報告業務		ST	1		
4 産業廃棄物処分		ST	1		
積算内訳書を添付してください(様式は貴社様式)。					
				合計	

※ なつ印は鮮明に、訂正箇所には代表者印を

仕様書

- 1 名称： 伊丹（7）222号建物屋根防水改修
- 2 場所： 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1（陸上自衛隊伊丹駐屯地）
- 3 納期： 令和8年1月30日（金）
- 4 概要：

対象施設	区分	概要	数量
222号 建物	建 築	屋上防水改修 ・既設防水層撤去の上新設ウレタン塗膜防水（X-2） ・端末防水押え金物・脱気筒撤去 ・既設電気配線類養生・配線保護 一式 既設：コンクリートて仕上(B)の上アスファルト防水(D-2)シルバー仕上	89.28㎡
		仮設足場	一式
		石綿含有建材事前調査報告業務	一式
		産業廃棄物処分	一式

5 適用仕様

本作業の仕様は、本仕様書・図面及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（以下、改修標準仕様書）」の他関係諸規則による。

6 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書・図面及び関係諸規則等に基づき、監督官の指示により実施するものとし、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に準じ、丁寧かつ確実に実施するものとする。また整備において、図面及び仕様書に明記無き事項でも作業上当然必要なことは請負業者の負担において良心的に行うものとする。その他不明な事項、提出書類等疑義が生じた場合はその都度係官と協議し指示に従うこと。
- (2) 「監督官」とは、官側の監督職員とし、「請負者」とは当該工事請負契約の請負者又は契約書等の規定により定められた現場代理人をいう。
- (3) 作業に伴い解体した部分は在来にならい、納まりよく補修するものとする。
- (4) 作業に際し、本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、監督官と協議し、また軽微な変更に対し請負金額の変更はしないものとする。
- (5) 着手に先立ち工程表を作成し、監督官の承諾を受けるものとする。
- (6) 現場管理・安全管理
 - ア 請負者は、作業の実施によって部隊等の施設に対し損害を与えた場合は、損害の事項に対して現状復旧する。
 - イ 現場の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すとともに、請負者の責任において管理するものとする。
 - ウ 本作業で使用する材料は、全て新品とし、特記事項に無いものは、JIS規格及び各種協会規定、メーカー規定に合致したものを選定し、監督官の承認を受ける。使用前に、監督官の検査を受け、合格品のみを使用すること。

エ 現場代理人は管理能力を有する者とし、設計図書に基づく工程の管理、施工状況の検査及び材料の試験等および、作業員への作業工程の周知等を行なう。

オ 現場は、常に整理整頓を心がけ、必要に応じ清掃等を実施するものとする。

カ 請負者は、作業条件を関係者に十分把握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を実施するものとする。

キ 作業に際し、既設部分への養生等が必要と思われる箇所については、適切な養生を実施すること。

(7) 電気・水道・火気等の使用について

ア 作業に必要な電気・水については、監督官に申し出て監督官の許可する範囲において有料で利用できるものとする。

イ 原則、作業エリアでの火気使用は厳禁とする。使用する場合は、あらかじめ監督官に申し出て、協議した後、指定した場所において使用するものとする。

(8) 作業エリア以外への立ち入り及び指定場所以外での喫煙を禁止する。

(9) 発生材について

ア 本作業の発生材のうち、鉄屑等有価物については監督官の指示する場所へ集積し官側へ引継ぐこと。その他発生材については、請負者において処分すること。

イ 廃棄物として処分する発生材については、建設系廃棄物マニフェスト（A～E票）（写）、廃棄物処理報告書、産業廃棄物処分業証明書、産業廃棄物収集運搬業許可証を監督官に提出すること。本件単独でマニフェストが作成できない程度の少量の場合の提出書類は、監督官との調整によること。

7 特記事項

- (1) 本作業実施に先立ち、現状の確認、採寸等を実施した上で施工を行うこと。
- (2) 防水の保証期間は10年とし、施工完了後保証書を提出すること。
- (3) 既設屋根上部等の架空配線その他設備について、施工前に確認の上、安全対策等の必要な処置を実施した上で作業を行うこと。
- (4) 既設防水層撤去から防水層新設までの間の工程は、晴天時を基準とし計画すること。

件名	伊丹(7)222号建物屋根防水改修	図番
	伊丹駐屯地業務隊 管理科 営繕班	1/4

8 提出書類

- (1) 工程表 (契約後すみやかに)
- (2) 着手届 (着手前)
- (3) 完了届 (完了後すみやかに)
- (4) 写真 (完了後すみやかに)

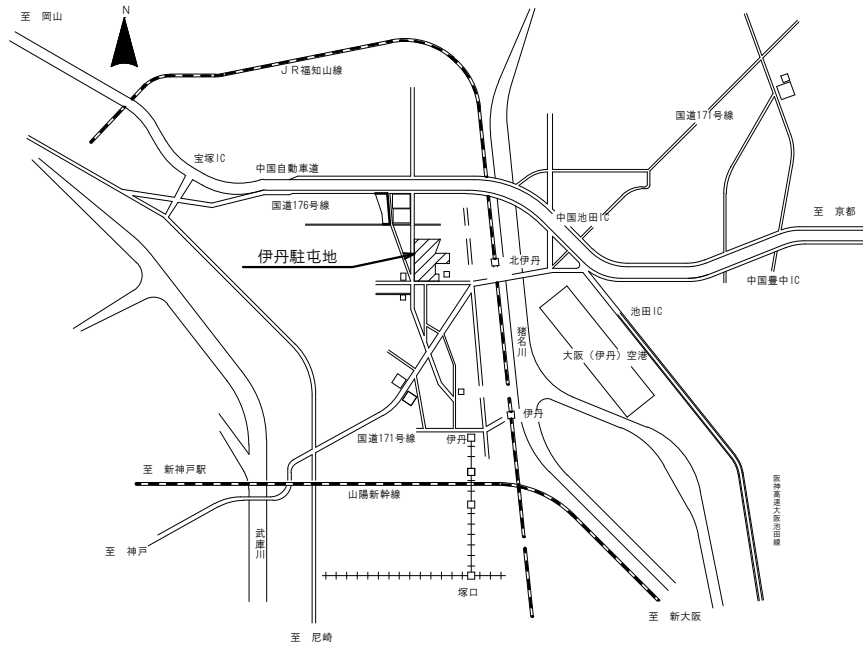
※各段階及び、監督官の指示する箇所 (特に隠ぺい箇所、現地確認の難しい箇所を撮影し、整理しカラーで提出すること。

- (5) 材料承認図等 (機器製作図、試験成績書等、メーカーカタログ等)
- (6) 使用材料報告書 (材料搬入報告書、出荷証明書等)
- (7) 作業日誌 (日毎に作成し報告)
- (8) 発生材調書
- (9) 防水保証書
- (10) その他監督官が指示したもの

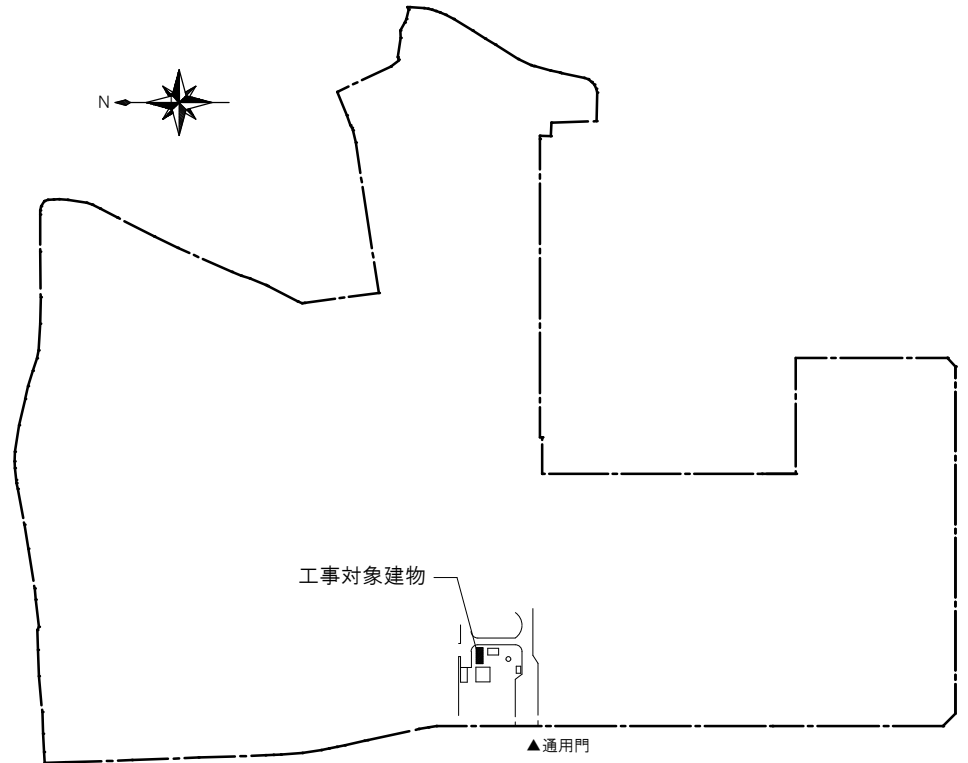
9 検 査

作業終了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する完成検査を受け、合格を以て、作業完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け合格を以て作業完了とする。

件 名	伊丹(7)222号建物屋根防水改修	図 番
	伊丹駐屯地業務隊 管理科 営繕班	2/4



駐屯地案内図 S=NS

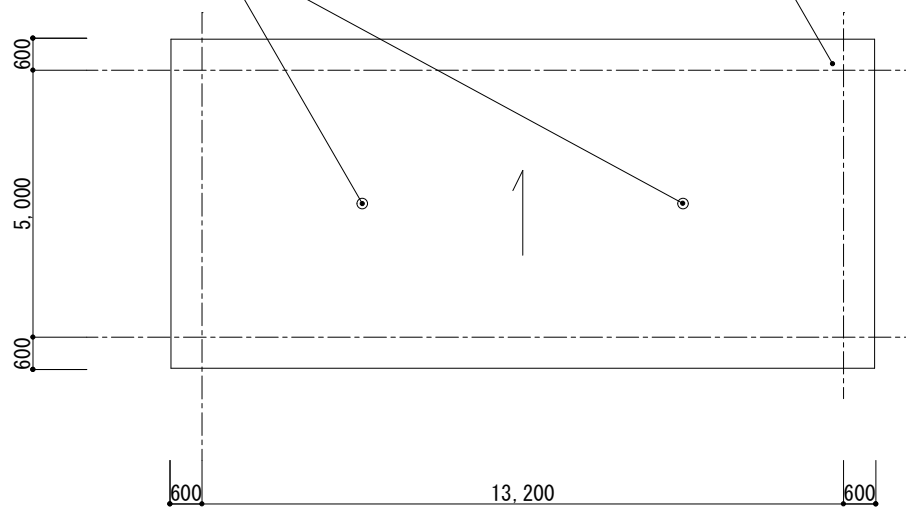


駐屯地配置図 NS

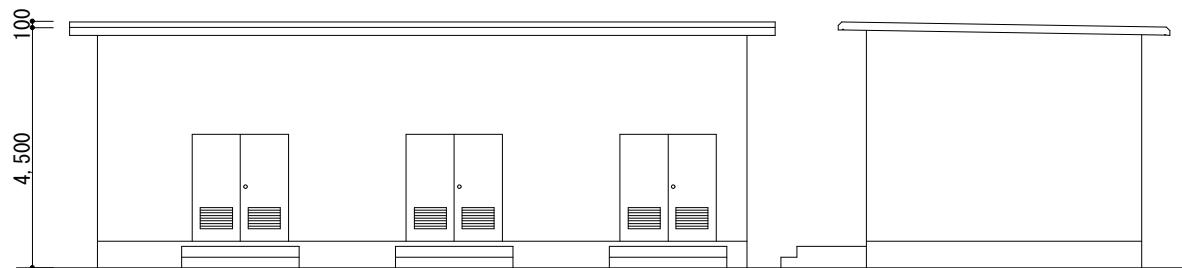
既設：アスファルト防水(D-2)シルバー仕上
 改修：既設防水層撤去、下地調整の上塗膜防水新設

端末防水押え金物撤去共

脱気筒撤去



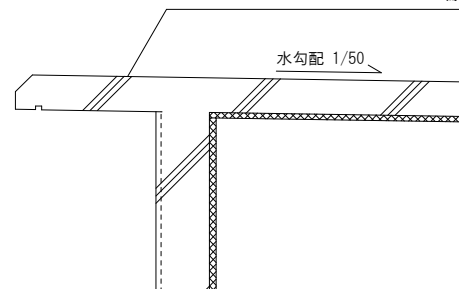
222号建物屋根平面図 S=1/100



南側立面図 S=1/100

東側立面図 S=1/100

既設：アスファルト防水(D-2)シルバー仕上
 改修：既設防水層撤去、下地調整の上塗膜防水新設
 端末防水押え金物撤去共



断面詳細図 S=1/20